

医療機関から下水道に排水を流すときには 注意が必要です（排水等に関するお願い）

神戸市建設局
令和元年8月

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>透析排水</p> | <p>人工透析装置内部の洗浄に薬品を使用すると、排水の水素イオン濃度（pH）が排除基準（5を超え9未満）を超える恐れがあります。特に、酸性排水は汚水ます・管渠を腐食し、下水処理に悪影響を及ぼす場合があります。除害施設等による排水の中和処理を行う必要があります。除害施設等を設置時には届出が必要になりますので、下水道部計画課まで、ご相談ください。過去に、透析排水による汚水管渠の損傷事故が発生し、原因者に原状復帰費用を負担していただいた事例があります。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin-left: 10px;"> <p>通常の汚水管</p> <p>→</p> <p>透析排水により損傷し骨材が露出した汚水管</p> </div> </div> |
| <p>検査用薬品</p> | <p>臨床検査で用いる検査用薬品で規制物質（裏面参照）を含む場合は、薬品を変更するか、廃液の適正な回収・処分をお願いします。排水の水素イオン濃度が排除基準を超える場合は、透析排水と同様に中和処理が必要です。</p> <p>トルエン・クロロホルム等の有機溶剤は規制物質ではありませんが、下水処理場では処理できず海や川を汚染します。器具等の洗浄水も含め、できる限り回収してください。</p> |
| <p>洗 剤</p> | <p>洗剤は用途により酸性やアルカリ性のものがあります。大量に使用すると排水の水素イオン濃度が排除基準を超える恐れがありますので、中性のものに変更するか、中和処理を行わなければなりません。</p> |
| <p>レントゲンフィルムの現像液・定着液</p> | <p>レントゲンフィルムの現像液・定着液を流すと、排除基準（pH、沃素消費量 220mg/L 未満）を超える恐れがあります。廃液は全量回収し、産業廃棄物として処理業者に処理を委託してください。</p> |
| <p>水銀体温計・血圧計 アマルガム（歯科）</p> | <p>水銀を含むため、回収後、産業廃棄物として処理業者に処分を委託してください。体温計等は水銀式から電子式への転換をお願いします。</p> |
| <p>殺菌消毒剤</p> | <p>殺菌消毒剤には、フェノール類などの規制物質（排除基準：フェノール類 5mg/L 以下）を含むものがあります。</p> <p>規制物質を含まない殺菌消毒剤に転換するか、転換が不可の場合は排除基準を超えないよう少量で使用するなど、必要な措置を行ってください。</p> <p>※規制物質を含まない殺菌消毒剤についても、大量に処分する場合は、産業廃棄物として処理業者に処理を委託してください。</p> |
| <p>高温排水</p> | <p>高温排水は管渠を損傷させる恐れがあるため、排除基準の45℃未満に冷却後、下水道に排除してください。</p> |

規制物質について (処理不可能物質)

つぎの物質は下水処理場では処理できず、海や川を汚染します。回収等、適正に処理し、下水道へ流さないようにしましょう。

人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質

| | |
|---------------------|-----------------|
| カドミウム及びその化合物 | 1,1-ジクロロエチレン |
| シアン化合物 | シス-1,2-ジクロロエチレン |
| 有機リン化合物 | 1,1,1-トリクロロエタン |
| 鉛及びその化合物 | 1,1,2-トリクロロエタン |
| 六価クロム化合物 | 1,3-ジクロロプロペン |
| ひ素及びその化合物 | チウラム |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | シマジン |
| アルキル水銀化合物 | チオベンカルブ |
| ポリ塩化ビフェニル | ベンゼン |
| トリクロロエチレン | セレン及びその化合物 |
| テトラクロロエチレン | ほう素及びその化合物 |
| ジクロロメタン | ふつ素及びその化合物 |
| 四塩化炭素 | 1,4-ジオキサン |
| 1,2-ジクロロエタン | ダイオキシン類 |

生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質

| | |
|-----------|------------------|
| フェノール類 | 鉄及びその化合物(溶解性) |
| 銅及びその化合物 | マンガン及びその化合物(溶解性) |
| 亜鉛及びその化合物 | クロム及びその化合物 |

主な排除基準

水素イオン濃度 (pH) 5 を超え 9 未満

(範囲を超えると管渠を腐食したり、処理に負担を掛けたりします)

温度 45℃未満 (高温排水は管渠の腐食を促進します)

各種届出が必要な場合

- ・ 特定施設設置届：工事着工 60 日前まで。300 床以上の病院に厨房施設、洗浄施設、入浴施設を設置する場合
- ・ 公共下水道使用開始届：日最大排水量が 50m³ を超える場合、排水の水質が一定の水質に該当する場合
- ・ 除害施設設置等計画届：pH 中和処理施設などの排水の処理施設を設置する場合
詳細等は下水道部計画課までご相談ください。

お問い合わせ・届出先

神戸市 建設局 下水道部 計画課 水質指導係

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通 3 丁目 1-7 (コンコルディア神戸 3 階)

Tel. 078-806-8916 (直通), Fax. 078-806-8923

水質規制内容については、パンフレット「工場・事業場排水と下水道」(窓口配布)及びホームページに掲載しています。

ホームページアドレス http://www.city.kobe.lg.jp/life/town/waterworks/sewage/01_02.html

神戸市広報印刷物登録 令和元年度 第 344 号 (広報印刷物規格 C 類)

